

## はじめに 景観計画の概要

### I 景観計画とは

平成 15 年7月に国土交通省が『美しい国づくり政策大綱』を策定し、平成 16 年 12 月には、景観に関する国の総合的かつ体系的な基本政策として『景観法』が施行されました。景観法では、景観を整備・保全するための基本理念の明確化をはじめ、国民・事業者・行政の責務の明確化や、景観形成のための行為規制の仕組みや支援措置などが体系化されました。また、景観行政を進めるための事項を定める「景観計画」を定めることができるようになるなど、法の制定をきっかけとして、景観まちづくりへのニーズが高まっています。

上島町においても、まちづくりのキャッチフレーズ「住んでよし 来てよし 元気島」をめざして、景観をテーマとした視点でのまちづくりを進めるため、上島町の良好な景観の保全、新たな景観の形成を図る景観法に基づいた「上島町景観計画」を策定します。

### II 計画策定の視点

計画策定にあたっての視点を以下に整理します。

#### ① 今、なぜ景観計画を策定するのか

上島町は、合併後4年が経過し、各島各地域が一体となって均衡のとれたまちづくりを進めるため、各種の事業に取り組んでいます。全国的には景観行政への取り組みが進んでおり、「景観」がまちづくりのひとつのテーマとなっています。上島町においても、町民の皆さんが、自分の住む島・地域以外にも目を向け、町全体として共通の理念のもと、まちづくりを推進するひとつのきっかけとして「景観」について考え、景観形成に積極的に取り組む時期にきています。

#### ② 何のための景観計画か

上島町の一体的な均衡のとれたまちづくりを進めるためのひとつのキーワードとして「景観」を捉え、町の景観について再確認、再認識して、町の景観を今後どうしていくかを考え、方向性を示すために景観計画を策定します。

#### ③ 景観計画策定の基本的考え

- 1) 計画策定を通して、上島町の景観の現状、特性、課題を紹介することで、上島町の景観について一人でも多くの町民の皆さんに考えてもらう契機とします。
- 2) 美しい景観は地域住民にとって共通の大切な財産であることの認識と理解を広めていきます。
- 3) 町民、事業者、行政が景観の保全や景観の形成のため、それぞれができることから少しずつ実行に移していき、町の良好な景観づくりへの活動の環を広げていきます。